

犯罪報道における女性
メディアが伝える女性被害者／女性被疑者

四方 由美*

はじめに

本稿は、新聞報道を軸として、「犯罪報道において女性が報道される場合の特徴とその背景の整理」、および「近年の傾向についての考察」を行う。メディアが伝える女性被害者／女性被疑者の特徴を明らかにし、犯罪報道における女性の問題にアプローチする手掛かりとしたい。

1. 犯罪報道をめぐる議論及び本稿の視座と目的

1・1 犯罪報道の問題をめぐる議論

犯罪報道に関する議論としては、まず匿名報道か実名報道かの議論がある。匿名報道主義を唱える浅野（1984、2004）は、犯罪報道における人権侵害を問題視し、有罪が確定するまでは無罪である被疑者を犯人扱いするメディアの現状を批判した上で、これらの現状を改善するために、権力犯罪を除く犯罪関係者の匿名報道が最善の方法として提案している。

また、五十嵐（1991）は、ニューヨークタイムズと朝日新聞の犯罪報道の扱い方について分析比較している。五十嵐は、犯罪事件についての記事が大きく、そしてくり返して報道されるのは、いわば日本の犯罪報道の体質そのものであると述べる。さらに、犯罪報道の中の事件報道を発生・捜査・裁判の三つに分類し、日本の犯罪報道は、捜査報道が最も多いと結論付ける。「裁判で有罪が確定するまでは無罪とみなされる」という無罪推定の法理があるが、捜査段階で被疑者を実名で報道すれば、有罪とみなされていないにも関わらず、社会は被疑者が有罪であるかのように認識してしまうという。

これらは、日本の犯罪報道が「容疑者＝犯人」という扱いで伝えてしまうことへの問題提起といえる。一度犯人扱いされてしまうと、無罪になった場合にも信頼回復が困難であるだけでなく、世論や裁判への影響も懸念されるからである。加えて、被害者の場合も個人情報保護とプライバシーの侵害という観点からも犯罪報道は問題を孕んでいる。

一方、権力の監視機能、知る権利、表現の自由という観点から、及び報道することが犯罪の抑止力につながるという見方からは、むしろ、従来の犯罪報道は規制されるべきではないという見方がなり立つ。浅野（1984、2004）は、オンブズ・パーソン制度を提唱し、これらの機能を持ち合わせた上での匿名報道を提案している。

* 宮崎公立大学 准教授

1・2 本稿の視座と目的

犯罪報道において女性が報道される場合、前述のような犯罪報道の問題に加えて女性が報道される場合の特徴が重なる。つまり、犯罪報道が従来抱える問題にジェンダーの側面からの問題が加わるのである。

四方（1996）は、具体的な事件の新聞報道の分析を行い、犯罪報道において女性が報道されるとき、被疑者の場合も被害者の場合も、女性特有の報道のされ方であること、それは性規範の伝達につながることを指摘してきた。

さらに約 10 年の経過を経て比較を行い、その傾向に大きな変化はないこと、インターネット情報の流出など近年のメディア状況の変化にともない問題がより深刻になっていることを指摘した（四方 2007）。

そこで本稿では、「犯罪報道において女性が報道される場合の特徴とその背景の整理」、「近年の傾向についての考察」を行い、犯罪報道における女性の問題にアプローチする手掛かりとしたい。

2. 犯罪報道における女性の描かれ方：新聞を軸として

2・1 女性被害者の場合

矢島（1991）は、犯罪報道における被害者の分析を行い、女性被害者は男性被害者と比べ報道される率が高いと指摘する。犯罪報道は社会的弱者への犯罪という攻撃・迫害に対する新聞の「社会的使命」から導かれたところのニュース価値だけでなく、ある種の「楽しみ」的要素を含んでおり、子どもや女性が被害者である方が「話題の提供」という点でニュース価値が高いとされているところに要因があるという。

また、四方（1996）は、「セクシュアリティに関わる事件の被疑者がとりわけセンセーショナルに扱われる」と指摘し、女性特有の特徴を検討するために強姦事件について特徴を検討した。その特徴は、①落度を問われる、②容姿に言及される、③生活の様子、男性関係、交友関係に言及される、の三点であるⁱ。強姦事件の被害者は報道において、「何故付いていったのか」「何故逃げなかったのか」と落度が強調され、被害者にも非があったと読者に思わせるような表現が使われる。また、「美人ホステス」「美人 OL」等職業と容姿についての興味本位な見出しが使われがちであった。さらに好奇的になりやすい異性関係や素行に言及した記事も多い。このような傾向は「被害者に潔白性を求める強姦事件の裁判において、被害者が裁かれる側に転じてしまう構図と同じであり、背景には「強姦神話」や「性のダブルスタンダード」があるⁱⁱ。被害者の潔白性に言及する報道は、女性の性規範に対して厳しいといえる。

小玉・中・黄（1999）は、「東京電力女性社員殺人事件（1997年）」と「学習院大男子学生殺人事件（1997年）」の報道を分析し、女性が被害者の場合は、男性が被害者の場合と比べて、プライバシーの侵害が著しいとする。女性被害者が売春を行っていた「東京電力女性社員殺人事件」の報道では、被害者の性に関して大きく取り上げ、女性の身体を商品として扱う傾向があることを指摘する。一方で、「学習院大男子学生殺人事件」の男性被害者は、風俗に関わるアルバイトをしていたが、性を大きく取り上げられることはなかつ

た。犯罪報道においては、「女性」のニュース価値が高く、女性被害者に対する性規範が厳しいことがわかる。

さらに四方（2007）は、「女子高生コンクリート詰め殺人事件（1989年）」と「岐阜中2女子殺害事件（2006年）」の新聞報道を比較して、変化がない点として、①女性被害者の実名報道、②女性被害者の異性関係を強調し落ち度を問う報道の二点を指摘した。両事件とも、被害者は実名、時に顔写真付きで報道され、学校名や住所についても報道されている。また、両事件の被害者は異性関係について言及され、そのことが犯罪に巻き込まれた原因であるかのような書かれ方をされている。被害者の落ち度を問う報道となっている。

一方、変化があった点として、①ブログの公開、②原因を社会背景に求める論調、を指摘した。二つの事件を比較すると、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」には見られなかった情報源として、「岐阜中2女子殺害事件」の報道では、被害者本人の書いたブログ（日記風サイト）の内容を伝えた点がある。ブログに掲載されていた被害者の日記を伝えた記事の多くが、被害者の異性関係の部分を引用していることが特徴的である。その結果、被害者の意図しないところでプライバシーが暴露され、交際トラブルがあったかのように伝わってしまった。また、事件現場である「夜中に若者がたむろする空き店舗」を抱える住宅街に関する言及は、事件の原因を社会的な背景に求めようとするものであったが、そういう場所に出入りする不良の若者たちを強調した点で、被害者に非があったように読者に伝える側面もあった。

この二つの事件の比較から、女性被害者の報道をめぐる状況は変化していないこと、また、インターネット情報を引用する記事や社会的な要因に言及する記事などの変化は、詳細な情報から被害者の落ち度を推測させるなど、女性被害者への報道被害をさらに深刻にする結果となっていることがわかる。

女性被害者は、実名、住所、年齢、学校名などを報道され、顔写真も大きく掲載される場合がある。未成年の被疑者のプライバシーは保護される一方で、被害者のプライバシーは考慮されない。事件報道の在り方について様々な議論がある中、報道はプライバシーに配慮する方向に変化しつつある。しかし、被害者のプライバシー保護についてはまだ十分でないだけでなく、新しい情報源の出現によって更なる侵害も懸念される。

2・2 女性被疑者の場合

女性が被疑者として報道される際に多いのは「子殺し」事件である。女性は出産・育児と子どもと関わるが多いために、「子殺し」は女性の犯罪であることが多く、子殺しで検挙された者の95%は女性である（警察庁『犯罪統計』2004年）。その背景には、子育ての孤立化にともなう責任の重圧や、子育て中の就労の困難さ、経済的な問題などがあると考えられている。しかし、報道では母親の非情さが強調されることが多い。「子殺し」の報道では女性の役割、特に母性の喪失について問題視しているものが現在でも多く見られる。

1972年から1975年にかけて、子殺し報道が続いた時期の新聞において、「母性喪失」「母親失格」「無責任ママ」（朝日1973年2月24日）という言葉が用いられ、「赤ちゃん殺し相次ぐ、残酷!未婚の母石膏詰め自供、勤めの邪魔になって」（読売1972年10月5日）など、

センセーショナルな見出しが多かった(四方 1996) iii。母性を強調し、母親役割を逸脱した女性を紙上で非難することは、「犯罪報道を通して性役割を示し、強化する効果を持つiv」と考えられる(細井・四方 1995)。

また、事件の種類に関係なく、女性は容姿や職業に言及される傾向にある。特に水商売などを職業としていた女性の場合は、それを集中的に報道されがちである。「赤い口紅にアイシャドーをし髪を染めていた」(朝日 1980 年 7 月 4 日) などである。

一方、男性は容姿に言及されることがあまりない。小玉ら(1999)は、「学習院大男子学生殺人事件」報道の分析から、被害者男性より加害者女性はより詳細に報道されたと結論付けた。加害者女性が風俗店で働いていたことを強調する記述がなされ、加害者である女性を雑誌の「性の商品」としてとらえた報道が見られたと指摘する。事件の加害者という立場から被疑者は、よりネガティブな情報を伝えられる事に加えて、被害者よりプライバシーを侵害されるといえる。

犯罪報道に関する議論は、匿名報道か実名報道かの議論、知る権利とプライバシー侵害に関する議論があるが、犯罪報道において女性が報道される場合は、いずれとも関わりが深いことがわかる。

四方(1996)は、女性被疑者の報道の特徴として、①母性を問われる、②家事・育児ぶりに言及される、③容姿に言及される、④性関係に言及される、の四点を指摘した。また、四方(2007)は、巣鴨子ども置き去り事件(1988年)と「秋田連続児童殺害事件(2006年)」の新聞報道の比較を行い、変化していない点として、①女性被疑者の実名報道、②ひどい母親ぶりを強調される女性被疑者の二点を指摘した。

「巣鴨子ども置き去り事件」の報道では、全紙が被疑者である女性の実名を掲載し、顔写真を掲載した新聞はないものの各紙とも住所、年齢を公表し、特に読売においては逮捕の時点で実名・呼び捨てで報道された(四方 1996)。一方、「秋田連続児童殺害事件」は、容疑者呼称であるものの、分析対象とした全紙で被疑者の実名が報道された。顔写真を掲載する紙面もあり、いずれも被疑者のプライバシーには配慮されていない。

また、家事や育児をしないことに関する記述や愛人関係の強調など、母親としての責任を果たさない「母親失格」の烙印を押すような報道は、二つの事件ともに見られ、子どもの父親の責任に言及した記事が無いことも共通している。

「秋田連続児童殺害事件」においては、小1男児死体遺棄容疑で逮捕された時には見られなかった母としての非道さや無責任さを取り上げた記事が長女殺害容疑で再逮捕された時点を境に急増する。同時に被疑者の性格に関する否定的な報道も増加した。「悲劇の母」から殺人の被疑者へというストーリー性が加わることで非難報道が激化した例といえよう。

被害者と同様に、女性被疑者もまたプライバシーを侵害されている。被疑者は事件の加害者(=犯人)とみなされるためか、被害者よりもさらに詳細に私的な情報が伝えられ、人権を侵害される傾向にある。加えて被疑者の場合、性役割に関してネガティブな側面からの情報が多く報道される傾向もみられる。このような点で、女性被疑者はより貶められるといえる。

2・3 女性の描かれ方の背景

田中と諸橋（1996）は、新聞報道における女性についての差別的な表現や価値観をまとめている。田中と諸橋は、紙上には女性を男性と区別することばや表現が溢れていると指摘する。具体的には、①女性強調、②女性隠し、③女性に対するダブルスタンダード使用、である。

①の女性強調は、新聞が無意識のうちに想定している人間が男性だからとされる。そのため、女性を表そうとするときは「女」「女性」「女子」などの冠詞が必要になってくる。「宇宙飛行士」でも、男性の場合は何の冠詞も付かないのに対して、女性になると「女性宇宙飛行士」という風になる。冠詞だけでなく、女性にしか使わない「保母」「OL」などの言葉が使われることもある。

②女性隠しとは、主体としての女性を隠蔽する表現である。「女性隠し」とは、紙面上で存在や役割を無視されたり、後方にしりぞけられたりする表現方法である^{vi}。その代表的なものは、事件等が起きた時に名前が報道される場合、「会社員〇〇さん（男性）方で…」や「公務員〇〇さん（男性）の妻□□さんが事件に巻き込まれた」など、男性が一家の代表として報道されたり、事件の当事者が女性であった場合でも個人としてではなく、夫との関係または父親との関係で報道されたりする。家族や事象を代表するのは男性という認識が無意識のうちに強化されるといえる。

③女性に対するダブルスタンダード使用とは、女性に対してのみ、妻として母としての役割を強調するような表現が盛り込まれることである。例えば、企業家へのインタビュー記事において、女性の場合は、「得意料理」「母親としての顔」など不必要な情報に言及されることが多い。

新聞報道におけるこうした特徴は、小玉（1989）によっても指摘されている。小玉は、ジャーナリズムにおいて女性は「人類の亜種」として扱われているとし、報道のあらゆる場面で男性と異なった扱いを受けていると指摘する。さらに、女性の画一的描写は、描かれ方それ自体が性差別であるだけでなく、その女性像が及ぼす影響も大きいと指摘する。このような、新聞報道における女性の扱われ方は犯罪報道にもあてはまる。

さらに、性犯罪事件の女性被害者の報道においては、被害者にスキがあった、被害者の方から誘ったなどと、悪かったのは被害者であるとするアダムとイブ症候群や強姦神話の言説がみとれる。

例えば、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は、「被害者の落ち度」について言及された。被害者が亡くなったことで、興味本位で被害者の家族や私生活など様々な情報が伝えられ、被害者の落ち度を読者に印象付けたといえる。「岐阜中2女史殺害事件」では、被害者の落ち度を明確に問うものはみられなかったが、被害者の異性関係について詳細に伝えられた。複数の新聞が、被害者や被疑者の友人の話や、被害者のブログの内容など、プライバシーに関わる情報を伝えた。また、被害者が事件現場となった元パチンコ店に出入りしていた、などの被害者の行動に関する記事も見られた。これらの情報は、被害者側に非があると明確に書かなくとも、そのように読者が推測するような内容である。推理小説を楽しむように読者は「読み物」として事件報道を読み、被害者はそこで落ち度を問われ

る。

こうした報道は、被害者が裁かれる側に転じてしまう構図を作り出すだけでなく、加害者を免罪する視点を生み出す。例えば、子どもが被害者の場合に多くみられる性犯罪行為を「いたずら」と言い換える表現は、読者に加害行為を軽微なものと伝える可能性がある。さらに、被害者と加害者が「顔見知りであった」と報じるだけで、被害者の落ち度を推測させる。

一方、女性被疑者の報道は、母性神話を強化する言説として機能するといえる。例えば、「秋田児童連続殺人事件」においては、「虐待」に関しての情報が多く報道された。また、児童虐待そのものの問題についても同時に論じられる場となった。しかし、仮に被疑者による虐待行為があったとしても、児童虐待は当事者だけを責めればよいという性質のものではなく、むしろ、虐待の背景にどのようなものがあつたかが重要な点である。育児の孤立化など、加害者を追い詰めてしまう背景を追わずに、当事者だけを責めるような報道は被疑者の人権を無視しているともいえる。「実母」かどうかなどを論じることは、より一層事件の本質から外れた言論である。このような女性被疑者の報道を田間（2001）は、「記事の目的が事件報道ではない」とし、母性喪失と父親不在の物語として伝えられる事件の情報は、読者に母性神話を伝える結果になっていると指摘する。

犯罪報道における女性の描かれ方の背景には、新聞報道における女性の扱われ方の特徴に加え、社会規範と密接にかかわる性に関する言説に副った記事づくりがあると考えられる。では、女性被害者／女性被疑者の報道にみられる、性規範に関する厳しい言及は、読者にどのような影響を与えるだろうか。

「巣鴨子ども置き去り事件」も「秋田児童連続殺人事件」も共に、子どもを守らない母親という印象を強調された。子育ては女性の役割（責任）という見方が社会的にも根強いことがわかる。このような報道が、さらに受け手のジェンダー認識を強化し、再生産することにつながるのではないだろうか。性役割・性規範を逸脱した女性を責めるまなざしは、翻って女性全体へのまなざしとなる。「犯罪者」として断罪される際に、性役割も同時に強調されて伝えられることの影響は大きい。

また、犯罪報道は、女性被害者の性関係に必要以上に言及し、報道する傾向にある。性関係の暴露や強調は、犯罪において被害者に非があつたかのように伝わるだけでなく、プライバシーの侵害でもある。他方、犯罪の被害という場面で伝えられることによって、女性の性に厳しい性規範が強化されるといえよう^{viii}。

メディアが描く女性については、従来からジェンダー・バイアスが指摘されているが、犯罪報道はそれが色濃く見られる場である。報道の伝え手に対して、問題性を訴えることはもとより、受け手側においても、人権問題として、メディア・リテラシーの問題として、ジェンダーの視点からアプローチすべき課題でもある。

3. 犯罪報道における女性：近年の傾向と報道をめぐる動向について

ここで、犯罪報道における女性について、近年の傾向と報道をめぐる動向を整理し、犯罪報道における女性に関する研究の課題を述べたい。

3・1 近年の傾向

(1) 慎重な新聞報道

近年、各社の新聞報道において、一部被害者を匿名で伝えるなど、当事者のプライバシーを伝えることに関して慎重な姿勢がみられる。

そこで、議論が必要な点は、被害者の匿名性を維持するために加害者を匿名で報道する場合である。このようなケースは、セクシュアル・ハラスメントなどの性犯罪事件に多い。加害者を匿名にすることは、一見、被害者の特定を防ぐために有効なようだが、先に述べたように性犯罪は、「被害者が悪かった」とする見方に容易に転じてしまう構図がある。加害者の匿名報道は、誰が何をしたか世間に知らされない状況で加害者は社会的制裁を受けず、一方被害者は、風説被害を受けながら、加害者からの報復に怯えながら暮らさなくてはならない。結果として、被害者が不利益を被ることになるのである^{viii}。性犯罪の暗数が多くなる原因にもつながるといえよう。

また、「事実」のみを伝える「客観的な」報道を行う傾向も各社にみられる。しかしながら、報道内容がその事件について読者の認識に与える影響を考えると、新聞社が知り得た「事実」のなかから「どの事実を伝えるか」が重要になる。読者は報道された「事実」から事件を構成する。被害者にも非があったと推測させるような結果にならないとは限らないからである。この点についての検証も必要である。

(2) インターネットによる情報流出

新聞報道が慎重であるのに比べて、インターネットによる情報はプライバシーの流出を加速させている。インターネットは、新聞報道の情報はもとより新聞が伝えない情報を伝えるメディアであり、誰もが発信者になることができることから、被害者／加害者の「知人」とされる者から真偽の定かでない情報が書き込まれる。

犯罪の女性被害者／女性被疑者に関する書き込みは、匿名での悪意ある情報であふれている。例えば、2009年に起こった「京都教育大準強姦事件」では、「部屋について行った被害者が悪い」「そもそもなぜ飲み会に参加したのか」「示談金目当て」など被害者を誹謗中傷する内容の書き込みが相次ぎ、犯罪の二次被害、三次被害を生んだ。また、前述の「岐阜中2女子殺害事件」のように、被害者自身のブログが新聞で伝えられるということもある。

インターネット情報の研究は分析対象とする範囲が広く、体系的に分析することが難しい面を持つが、報道被害という観点から、排除して考えることのできない状況となっている。犯罪報道がインターネット上でどのように扱われているか分析を行うことは重要な課題である。

(3) 有識者のコメントから一般市民のコメントへ

従来、犯罪報道においては、学者や司法関係者などいわゆる有識者のコメントを掲載することで、事件の解説や社会的背景との関わり、捜査方法などを説明してきた。それと同時に、有識者のコメントは記事に信憑性を持たせる役割を果たしてきた。この手法は今日でも見られるのであるが、近年増加しているのが一般市民のコメントや被害者／被疑者の

知人の証言の掲載である。

有識者のコメントを専門家の発言と位置付けるなら、一般市民のコメントは素人目線の発言である。事件の恐怖、加害者への批判、被害者への疑問など、市民の感覚で発言したことが記事になる。このような場面では、所属や氏名を公表される有識者であればしないであろう不用意な発言も比較的安易に掲載されてしまう。

女性被害者や女性被疑者へのコメントも例外ではない。新聞報道そのものが慎重になった反面、市民のコメントにおいて彼女らの人権侵害が行われる場面が散見される。知人の証言についても同様に、知人を通じてのプライバシーの侵害はより具体的で深刻である。

こうした側面から、犯罪報道におけるコメント部分について、誰がどのようにコメントしたか、また、それによって読者は女性被害者／女性被疑者に対してどのような印象を持つかについて配慮した分析を行うことが重要になると考える。

(4) 裁判員制度導入による変化

2009年5月から導入された裁判員制度以降、犯罪事件の裁判報道に変化が見られる。裁判員裁判の報道は、裁判員(=市民)と読者を同一化してとらえ、市民が参加する裁判として従来の裁判報道よりも市民にわかりやすい解説を旨としているようである。

「わかりやすい」ことが評価される一方で、事件を単純化してとらえてしまうという弊害も起こってくる。裁判の争点になっている事柄に以外のことは排除されてしまうため、深刻な背景(例えば、殺人の背景にドメスティック・バイオレンスが存在する場合など)が見えにくくなってしまいう問題がある。一方で、裁判の争点となっている事柄については非常に詳細に伝えるという偏りも見られる。

性犯罪事件の裁判員裁判においては、被害女性が特定される恐れや、被害証言の心理的負担、市民感覚の裁判員による二次被害などが懸念されている。これらの点について報道する場合にも配慮が必要である。報道されることによる三次被害である。

性犯罪は、道徳的問題や社会に対する犯罪とされてきたが、近年は被害者の心に回復困難な傷をもたらす犯罪と見なすように変化してきた。新聞は、こうした変化を踏まえた上での紙面づくりがのぞまれる。裁判員制度導入により犯罪報道がどのように変化したか、その際、女性被害者／女性被疑者の伝えられ方にどのような影響があったか、裁判員制度の動向を見据えつつ検証する必要がある。

3・2 報道をめぐる動向

(1) 被害者支援の立場からの動き

報道に対抗する動きとして、被害者支援の立場からの動きがある。「女子高生コンクリート詰め殺人事件」では、中山千夏氏を中心とする活動が行われた(中山 1990、1991)。彼女らは、被害者報道における人権侵害について、報道各社に対し具体的な抗議を行うなどの行動を行っている。その結果、この事件については裁判報道以降、被害者のプライバシーに配慮した報道が行われた。この活動は、性犯罪事件の報道において女性被害者の人権に配慮すべきという論説の道筋をつくる一つの契機となった。

先にも述べたとおり、裁判員裁判で性犯罪が審理されることに被害者や支援者の懸念が高まっており、「性暴力禁止法を作ろうネットワーク」などの市民団体が、性犯罪事件を裁判員裁判の対象から除外するよう最高裁や検察庁に要請している。地方においても各地方裁判所や地方検察庁に対して市民団体による要請が行われている。

こうした動きは、性犯罪事件が裁判員裁判で審理されることに対する要請であるが、その報道とも大きく関わる。詳細な被害状況を明らかにする審理方法は、市民に性犯罪被害の深刻さを知らせるという面では評価されるが、被害者の負担は大きいからである。

被害者を支援する立場から、報道する側に対して要請することは、報道姿勢やその内容に少なからぬ影響を与える。女性被害者の描かれ方の変化について、こうした要因が背景にあることを考慮した分析が必要である。

(2) 報道する側の動き

ここで、報道する側の動向として、女性の送り手(女性記者)という観点から述べたい。すでに指摘されていることであるが、日本はマス・メディア企業で働く女性の人数が少ない。新聞社の記者総数に占める女性の割合は、2007年で13.8%である(内閣府『男女共同参画白書平成19年度版』)。なかでも決定権のある立場の女性はさらに少ない数字となっている。しかしながら、これは、年代を経て増加してきた結果の数字で、近年はデスク以上の職務に就く女性も登場し、送り手女性たちは個々に、時には連携しながら女性報道の改善を模索してきた。

2005年10月に行われた北京JAC+10では、女性記者たちの取り組みが具体的事例を紹介する形で報告された(四方2006)。「女〇〇」「女性〇〇」「美人〇〇」など女性や女性の容姿を強調する表現や、「ご主人」「女房役」など性役割を強調する表現を不必要に使わない配慮をしていること、当初「桶川女子大生殺人事件(1999年)」と呼ばれていた事件を「桶川ストーカー殺人事件」に変更したこと、「女性医師を逮捕」ではなく「主治医を逮捕」と言い換えたことなど、性別を強調するカテゴリー表現への配慮が報告された。こうした取り組みやその情報の共有は、女性の視点からの情報発信を促進させるだけでなく、複眼的な視点からの発信にもつながる。

地方においても、九州の地方紙の女性記者がネットワーク「九州女性記者の会」をつくり、報道の在り方について意見交換を行うなどそれぞれ活動を行っている。報道する側からの問い直しによって、女性被害者/女性被疑者の報道のされ方も変化していく。これらの動向は、オンブズ・パーソン制度の充実とともに注視していきたい。

(3) 社会認識の変化

最後に、社会認識の変化によって報道が変化する側面について整理する。近年、性犯罪への認識が、被害者側に立った見方に変化したこととともに、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、デートDV、ストーカー被害などの言葉・概念が社会に浸透した。

従来「犯罪」とされてこなかった事柄が、被害者に対する重大な人権侵害であり犯罪行

為であると認識されたことで、女性被害者／女性被疑者へのまなざしに変化が見られる。犯罪の背景や社会的要因について紙面で指摘する場面も見られる。警察に相談していたにもかかわらず被害に至ったストーカー事件では、警察の責任を追及する他、この種の問題解決の難しさが指摘されている。

近年、加害者の被害者性に着目する言論もみられる。橋（2009）や鎌田（2009）は、「秋田連続児童殺害事件」について、被疑者が受けてきた虐待を明らかにしながら、被疑者自身の被害者性を指摘する。また、北村（2009）は、2005年に起きた「インターネット殺人依頼事件」について、殺人を依頼した妻と殺害された夫との間にドメスティック・バイオレンスがあったとし、被害者と加害者の逆転を指摘する。殺人犯として服役している女子受刑者の中にも、こうした状況にある者が複数存在するのではないかという。今後、こうした観点から被疑者の被害者性が認識されていくと、女性被疑者へのセンセーショナルな非難報道に変化が見られるかもしれない。社会における認識の変化と報道との関わりについて知ることができるテーマであると考えられる。

おわりに

本稿は、犯罪報道において女性被害者／女性被疑者が報道される場合の特徴とその背景を整理し、さらに、近年の傾向についての考察を行った。第三章では、いくつかの側面から、女性被害者／女性被疑者の報道について変化の兆しがあることを述べた。今後の研究において検証していきたい。

しかしながら、一方で、従来どおりの報道も依然続いている。女性被害者については、「舞鶴女子高校生殺人事件（2008年）」では、「なぜそんな時間に」と被害者が夜遅くに外出していたことを責められたり、「千葉女子大生殺人事件（2009年）」では、被害者のアルバイトや借金について言及されており、これらの事件については被害者が責められる構図に変化は見られない。

女性被疑者についても、2009年に覚せい剤取締法違反で逮捕された元アイドル女性に対して、「ママなのに」と母親であることが強調されている。また、2009年に報道された二つの結婚詐欺事件では、女性被疑者の容姿に言及する記述が多く見られる。従来指摘してきた犯罪報道における女性の描かれ方の問題についても継続して追証していきたい。

i 四方（1996 P90~91）。

ii 細井・四方（1995 P33）。

iii 四方（1996 P88~89）。

iv 細井・四方（1995 P31）。

v 現在は「保育士」のように少しずつ女性特有の呼び方をやめている。他にも、「看護師」のように考慮されるようになってきた。

vi 田中和子・諸橋泰樹「新聞は女性をどう表現しているか」『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて』現代書館 1996 P42

vii このように、犯罪報道は性に関する社会規範を強化することが推論されるが、この点についてはさらに検証が必要であると考えられる。

viii キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークでは、加害者の匿名報道は、加害者の利益にしかならないことを確認している。(第15回全国大会：2009年9月)

<引用・参考>

- ・浅野健一 1984『犯罪報道の犯罪』学陽書房
- ・浅野健一 2004『新版 犯罪報道の犯罪』新風舎
- ・五十嵐二葉 1991『犯罪報道』岩波書店
- ・鎌田慧 2009『橋の上の殺意』平凡社
- ・北村朋子 2009『DV被害者の中の殺意』現代書館
- ・小玉美意子 1991『ジャーナリズムの女性観』学文社
- ・小玉美意子・中正樹・黄允一 1999「雑誌における女性被害者報道の分析」『ソシオロジスト』(武蔵大学社会学部 1,1-38)
- ・田中和子・諸橋泰樹 1996「新聞は女性をどう表現しているか」『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて』現代書館
- ・橋由歩 2009『身内の犯行』新潮新書
- ・中村祥一 1988『犯罪とメディア文化』有斐閣
- ・中山千夏他 1990『女子高生コンクリート詰め殺人事件』おんな通信社
- ・中山千夏他 1991『報道のなかの女の人権』おんな通信社
- ・矢島正見 1991「犯罪報道の社会学的分析」『犯罪と非行』No.90
- ・田間泰子 2001『母性愛という制度 子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- ・細井洋子・四方由美 1995「女性犯罪の報道に関する一考察—規範を再生産するメディアという観点から—」『犯罪と非行』No.103
- ・四方由美 1996「社会面にみる女性の犯罪報道」『ジェンダーから見た新聞のうら・おもて』現代書館
- ・四方由美 2006「メディアにおける男女共同参画の推進 ～ジェンダーとコミュニケーションネットワーク～」(『北京 JAC 第10回全国シンポジウム 北京+10 ～女性の人権の確立と脱軍事化・脱暴力～ 報告書』106-108)
- ・四方由美 2007「犯罪報道は変化したか メディアが伝える女性被害者／女性被疑者」『宮崎公立大学人文学部紀要』第15巻第1号